

# 青森県報

第三千四百四十四号

平成二十三年  
九月二十八日  
(水曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第二十九号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則（平成八年三月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第十条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

## 附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第七七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

## 目 次

### 規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市計画課）… 一

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………（高齢福祉課）… 一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………（同）… 二

障害福祉サービス事業者の指定……………（障害福祉課）… 二

都市計画事業計画の変更認可……………（都市計画課）… 二

### 公 告

特定非営利活動促進法第三十四条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………（県民生活課）… 三

県有地の売却に係る一般競争入札……………（文化課）… 三

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の内退……………（上北地域）… 四

## 規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十八日

|              |                |             |           |     |              |              |
|--------------|----------------|-------------|-----------|-----|--------------|--------------|
| 合同会社さくらの家    | 氏名又は名称         | 指定居宅サービス事業者 | 居宅サービスの種類 | 名称  | 居宅サービス事業を行う所 | 指定期間         |
| 青森市桜川五丁目一七の六 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 通所介護        | デイサービス    | 所在地 | 青森市桜川五丁目一七の六 | 平成二十三年九月二十八日 |

|              |                      |              |                                 |              |        |
|--------------|----------------------|--------------|---------------------------------|--------------|--------|
| 株式会社<br>チイ学館 | 東京都千代田区<br>神田駿河台二丁目九 | 訪問看護         | 二チイケア<br>センター<br>訪問看護<br>ステーション | 八戸市根城三丁目四の一七 | 三〇・九二〇 |
| 株式会社<br>チイ学館 | 東京都千代田区<br>神田駿河台二丁目九 | 居宅療養<br>管理指導 | 二チイケア<br>センター<br>訪問看護<br>ステーション | 八戸市根城三丁目四の一七 | "      |

青森県告示第七百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|               |                      |                      |                                 |              |              |
|---------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|--------------|--------------|
| 合同会社さ<br>くらの家 | 青森市桜川五丁目一七の六         | 介護予防<br>通所介護         | デイサービス<br>さくらの家                 | 青森市桜川五丁目一七の六 | 平成<br>三〇・九一九 |
| 株式会社<br>チイ学館  | 東京都千代田区<br>神田駿河台二丁目九 | 介護予防<br>訪問看護         | 二チイケア<br>センター<br>訪問看護<br>ステーション | 八戸市根城三丁目四の一七 | 三〇・九二〇       |
| 株式会社<br>チイ学館  | 東京都千代田区<br>神田駿河台二丁目九 | 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 | 二チイケア<br>センター<br>訪問看護<br>ステーション | 八戸市根城三丁目四の一七 | "            |

青森県告示第七百七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                        |                        |         |                        |             |
|------------------------|------------------------|---------|------------------------|-------------|
| 指定障害福祉サービス事業者          | 名称                     | 名称      | 所在地                    | 指定年月日       |
| 青森市篠田一丁目八の二エムズコーポレーション | 特定非営利活動法人ピエネット         | スタジオとまと | 青森市篠田一丁目八の二エムズコーポレーション | 平成<br>三〇・〇一 |
| 障害福祉サービス               | 主たる事務所の所在地             | 名称      | 所在地                    |             |
| 障害福祉サービスを行う            | 青森市篠田一丁目八の二エムズコーポレーション | スタジオとまと | 青森市篠田一丁目八の二エムズコーポレーション |             |

青森県告示第七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六ヶ所都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年九月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
六ヶ所村
- 二 都市計画事業の種類  
六ヶ所都市計画下水道事業（六ヶ所村公共下水道）
- 三 事業施行期間  
平成九年十月七日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
都市計画事業計画の認可（平成二十一年六月三日青森県告示第三百八十八号）の事業地のとおり変更なし。
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の認可（平成二十一年六月三日青森県告示第三百八十八号）

の事業地に、六ヶ所村大字倉内字家ノ上及び大字倉内字湯沢の一部を加え、大字倉内字谷地通及び大字倉内字唐貝地において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法第三十四条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定による合併認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成二十三年九月二日

二 合併しようとする特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人わいわいネット

2 代表者の氏名

中村 ちや子

3 主たる事務所の所在地

青森市大字新城字山田六七一の四九

4 定款に記載された目的

この法人は、重度の障がいを持つ人たちが地域の中で心豊かに暮らしていくために、彼らの活動や生活を支援し、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

三 合併しようとする特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人しらかば共同作業所

2 代表者の氏名

最上 太平次

3 主たる事務所の所在地

青森市橋本三丁目五の一

4 定款に記載された目的

本会は、障害を持った人たちが、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の推進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

四 合併によって設立する特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人わいわいしらかば

2 代表者の氏名

最上 太平次

3 主たる事務所の所在地

青森市橋本三丁目五の一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちが地域の中で心豊かに暮らしていくために、彼らの活動や生活を支援し、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

| 所在地         | 地目  | 地積             |
|-------------|-----|----------------|
| むつ市真砂町九三の二〇 | 雑種地 | 二、七八六・九七平方メートル |

二 予定価格

千六百四十四万三千百二十三円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市真砂町九三の二〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階A会議室

2 日時

平成二十三年十月十三日(木) 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十三年十月五日(水)午前十一時から、むつ市真砂町九三の二〇において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十八日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名           | 住<br>所          | 退任の年月日 |
|-------------------|------------------|-----------------|--------|
| 監<br>事            | 漆<br>坂<br>清<br>美 | 十和田市大字奥瀬字大堀平二の一 | 平成三・九二 |

|                                    |  |                              |
|------------------------------------|--|------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|--|------------------------------|